

樣式 A

令和 年 月 日

保 護 者 各 位

甲州市立菱山小学校
校長

「インフルエンザによる出席停止」について（お知らせとお願い）

インフルエンザにかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐために出席を停止する処置をとることになっています。登校する際に下記の「体温記録表」および「治癒報告書」に記入し、登校時に学校へ提出してください。(裏面を参考になさってください。)

感 染 症 名	出席停止期間 (学校保健安全法施行規則第18条)
インフルエンザ (鳥インフルエンザ・新型 インフルエンザを除く)	<p>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで</p> <p>ただし、病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。</p>

治癒報告書				
菱山小学校	年	組	氏名	
診断名				
発症日	令和	年	月	日
診断された日	令和	年	月	日
平熱に下がった日	令和	年	月	日
登校可能日	令和	年	月	日
受診した医療機関名				
発症後5日を経過し、かつ、解熱した（平熱に下がった）後2日を経過し、体調が回復しましたので登校させます。 令和 年 月 日 保護者氏名 印				

(参考) インフルエンザ出席停止期間について

※ 発症日は「0日目」とカウントし、
発症日を含めて最低でも6日間は出席停止となります。

インフルエンザの出席停止期間 早見表

<最低基準> 発症した後 5日を経過	発症日 発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後		
							6日目	7日目	8日目
発症後1日に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能	登校 可能	登校 可能
出席停止									
発症後2日に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能	登校 可能	登校 可能
出席停止									
発症後3日に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	登校 可能	登校 可能
出席停止									
発症後4日に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	登校 可能
出席停止									
発症後5日に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
出席停止									